

独占禁止法審査手続についての懇談会  
個別要望項目の論点と政策提案  
(改訂版v.5 スライド17以降追加・修正)

平成26年10月15日

委員 榊原 美紀

第6回までのヒアリング及び議論を通じて、各場面で担保されるべきものに応じて、個別の要望項目の**必要性**を提示。

公正取引委員会や懇談会委員の方の**実態解明機能の低下の懸念**も踏まえ、当該機能を損なわないように配慮した**見直しの方向性**を提案。**具体的な提案**を通じて、個別の項目の議論をしてまいりたい。

- 立入検査での告知・明示
  - 検査内容のうち任意の部分
  - 弁護士の上会い
  - 物件・提出資料の謄写
  - 立入検査当日の事情聴取
  
- **任意**の供述聴取での弁護士の立会い(立入検査当日の聴取含む)
- **任意**の供述聴取での供述調書の閲覧・謄写
- **任意**の供述聴取での録音・録画、供述人によるメモの録取
  
- **強制**の審尋での弁護士の立会い
- **強制**の審尋での審尋調書の閲覧・謄写
- **強制**の審尋調書での録音・録画、被審尋人によるメモの録取

(論点) 弁護士の介入の程度の分類

(参考): 弁護士懲戒制度

- 弁護士・依頼者間秘匿特権(秘密保障)
- (論点) 秘匿特権の範囲と不当な権利行使

# 立入検査の防御権の論点

防御権	問題の所在	必要性	実態説明阻害の懸念等	相当性	見直しの方向性・政策提案
立入検査内容の法的根拠の明示	<p>○任意性 「任意の検査」と言われるため、どこまでの検査内容が間接強制の対象となるか不明。また、そもそも間接強制の性質について、通常はすぐに把握できないことから、<b>検査範囲につき疑義が生じる。</b></p>	<p>○受忍限度 任意の部分、強制の部分の範囲がわからないと、<b>受忍限度の範囲が不明。</b></p>	<p>○検査妨害 任意の範囲がわかると、協力を拒否する等検査妨害が生じるおそれあり。</p>	<p>○代替 検査妨害が生じた場合には、物件提出命令や審尋に移行することが可能。</p>	<p>○告知・明示 立入検査の際に提示する被疑事実告知書に、検査内容のうち<b>任意・強制</b>の具体的部分について、<b>個別行為ごとに明記及び告げる。</b></p>
弁護士の立会い	<p>○無認識 弁護士が立ち会うことは既に可能であるが、実務上、明記されていない。  弁護士の立会いが可能であること、弁護士<b>到着まで</b>執行が停止されるべきか。</p>	<p>○任意性・妥当性 立入検査の内容の任意性・妥当性の担保が必要。 不意打ちの立入検査に動揺し、<b>的確な判断が難しい</b>ところ、検査範囲の相当性について、その場で<b>検証可能</b>にしてほしい。  ○機会の保障 弁護士の立ち会える可能性を十分に保障する必要がある。</p>	<p>○不要 そもそも弁護士の立会いは不要。  ○弁護士到着まで待機の弊害 弁護士の到着まで検査開始を待つことは、<b>従業員</b>による<b>証拠隠滅</b>が容易になる。  ○弁護士による検査妨害 <b>弁護士</b>により、不当に<b>証拠の隠滅</b>等が図られる懸念。</p>	<p>○実務上の許可 弁護士の立会いは既に実務上も<b>拒否されていない</b>。告知すること自体は実態説明を阻害しない。  ○弁護士到着までは求めてない 弁護士が必ず<b>到着するまで</b>検査の開始を待つ必要はない。  ○検査妨害の罰則 現在の検査妨害で罰則が担保されている。</p>	<p>○告知・明示 立入検査時に提示する被疑事実告知書に、立入検査及び供述聴取に<b>弁護士</b>が立ち会えることについて<b>明記及び告げる</b>。また、供述聴取の際には、<b>弁護士(従業員が希望すれば従業員個人の弁護士)を呼べる</b>ことについても、明記及び告げる。</p>
物件・提出資料の謄写	<p>○無認識 立入検査当日及び後日、提出資料を謄写できることを知らない。  立入検査当日に<b>謄写できる範囲</b>について不明。</p>	<p>○機会の保障 既に一定程度の謄写は認められているが、必要に応じて、謄写ができる可能性を十分に保障する必要がある。  ○リエンシー申請 リエンシー申請のため、必要な資料は<b>一刻も早く</b>謄写する必要がある。  ○通常業務の遂行</p>	<p>○大量の謄写による弊害 検査当日の大量の謄写は長時間を要し、<b>円滑な検査</b>を阻害。</p>	<p>○実務上の許可 後日の資料の謄写、必要な程度における当日の資料の謄写は実務上認められている。弊害の告知と共に、当日の検査時間内に<b>可能な量的範囲</b>であれば謄写できる旨の告知自体は、検査の円滑な遂行を妨げない。</p>	<p>○告知・明示 立入検査の際に提示する被疑事実告知書に、<b>後日</b>に資料の謄写ができること、<b>検査当日は一定程度</b>の資料の謄写ができること、その一定程度の範囲(例:当日中に謄写可能な範囲)について<b>明記及び告げる</b>。</p>
提出資料の範囲と目録の記載	<p>○不明確 提出をした資料の内容が不明。<b>目録が曖昧</b>である。</p>	<p>○目録による特定不可 後日、資料の謄写をする際に、どの目録に該当するか不明であるところ、謄写の請求を出すことが困難。</p>	<p>○特定の限界 目録に場所とファイル名は記載している。もっとも、きちんとファイルに閉じられていない書類については、1枚ずつ記録することは不能。</p>	<p>○企業側の努力 出来る限り、当日の謄写を申し出る。企業側の書類整理の状況による。</p>	

# 供述聴取・審尋の防御権の論点(1) 任意の供述聴取

防御権	問題の所在	必要性	実態解明阻害の懸念等	相当性	見直しの方向性・政策提案
<b>弁護士の立会い</b>  <b>又は</b>  <b>弁護士への相談</b>	<p>○<b>法的助言の要請</b> 運用上、弁護士の立会いが認められていないことにより、<b>独禁法は解釈が広く難しい</b>にもかかわらず、被疑者は法的助言を得られないため、事案をよく<b>理解しないまま回答</b>しているものの、任意の聴取として証拠として扱われており不当。</p> <p>○<b>可視化・任意性信用性向上</b> 聴取の可視化がなされず、不意打ちでの<b>圧迫的(かつ長時間)</b>に及ぶ場合もある)な聴取では、任意性や信用性に疑義が生じる。</p>	<p>○<b>任意性信用性の欠如</b> 権限・情報力のある検査官に対峙して、一人で調書の<b>修正を申し入れるのが困難</b>なのが実態。</p> <p>○<b>防御の高度の必要性</b> 独占禁止法は制裁的側面持つ高額の課徴金が課されるところ、これに対応した防御権が必要。</p> <p>○<b>不当な質問への防御</b> 誘導的な質問・執拗な質問・被疑事案と関係ない質問等答えなくていい質問への防御が必要。</p>	<p>○<b>円滑な聴取の困難性</b> 弁護士の介入により、被疑者から聴取が<b>とりづらくなる</b>。</p> <p>○<b>弁護士の手当</b> 被疑者が必ず弁護士を呼べる状態とは限らない。</p> <p>○<b>従業員の萎縮効果</b> 会社と従業員に利益相反がある場合に、会社弁護士が立ち会うと供述に萎縮効果が生じる</p>	<p>○<b>審尋の代替性</b> 任意に聴取に応じない場合には審尋への移行が可能。</p> <p>○<b>不当な介入への制裁</b> 弁護士の懲戒制度の活用。 従業員代理の弁護士は、守秘義務により社員に不利なことは開示しない。懲戒事由。</p> <p>○<b>証拠の任意性の向上・効率的な聴取が可能</b> 安心して真実を話せる環境により聴取の任意性が高まる。</p>	<p><b>任意なので公取と合意できれば、原則自由のはず。</b></p> <p>○<b>不当な介入への制裁の強化</b> 弁護士の介入の範囲について規定。その範囲を超える行為に罰則の新設。検査を妨害する弁護士に対して、行政庁からの<b>弁護士懲戒請求</b>を活用しやすくする。</p> <p>○<b>弁護士の手当</b> 被疑者の希望による。(当番<b>弁護士</b>類似の制度を構築することも一案)<b>明記及び告げる。</b></p> <p>○<b>従業員への対応</b> 会社の弁護士だけでなく、従業員の弁護士の立会いを認める。<b>明記及び告げる。</b></p>
<b>供述調書の閲覧・謄写</b>	<p>○<b>リニエンシーの対応と防御</b> 処分前手続きより<b>早く</b>自社の話した内容の調書について把握して、申請の有無の検討及び防御の準備を行いたい。</p> <p>○<b>可視化・任意性信用性向上</b> 聴取の可視化がなされず、不意打ちでの<b>圧迫的な</b>聴取では、任意性信用性に疑義が生じる。</p>	<p>○<b>供述と調書の違い</b> 供述自体と、供述をまとめられた供述調書の内容が異なりうるところ、<b>事実を把握したい。</b></p> <p>○<b>会社としての意見提出</b> 会社は自社員の供述の調書を把握し、訂正・追加すべきであれば、検査段階で情報提供し、早期解決・真実解明したい。</p> <p>○<b>事実関係に疑義</b> 自社の認識と他社の供述内容に矛盾がある等、事実関係につき疑義がある場合、防禦権行使とともに、早期に<b>真実解明</b>を行いたい。</p>	<p>○<b>供述調整</b> 検査中であるところ、供述調整の可能性がある。</p> <p>○<b>当局の裁量</b> 社員の供述を訂正・追加の意見を受けても、縛られない。</p> <p>○<b>萎縮効果</b> 調書に残さないとして引き出している供述が得られにくい。</p>	<p>○<b>検査妨害の罰則</b> 供述調書の閲覧・謄写の結果、検査妨害をする場合には<b>刑事罰</b>で対処可能。</p> <p>○<b>リニエンシーへの対応</b> リニエンシー提出内容を早急に検討する際に必要。</p>	<p><b>任意なので公取と合意できれば、原則自由のはず。</b></p> <p>○<b>開示の範囲</b> ・自社分に限定する案 供述人の供述直後に閲覧可能、自社の聴取終了後に謄写可能。 ・他社証拠まで開示対象とする案 他社証拠に、違法性を否定する事実がある場合、防御権に寄与するのみならず、早期の<b>真実解明</b>によって後日の裁判等で無用な争いも回避できる。 なお、法制審でも事務当局試案として、目録開示・閲覧謄写を一定限度認める方向で議論されていることが参考になる。</p> <p>○<b>求めによる・萎縮効果への対応</b> 供述人の希望による。</p> <p>○<b>告知</b> 立入検査時の際に提示する被疑事実告知書に、供述聴取の閲覧・謄写ができることについて<b>明記及び告げる。</b></p>
<b>録音・録画</b>	<p>○<b>可視化・任意性信用性向上</b> 聴取の可視化がなされず、不意打ちでの<b>圧迫的な</b>聴取では、任意性信用性に疑義が生じる。</p>	<p>○<b>聴取全体の可視化</b> 調書の前後の文脈から、調書が任意なものだったか事後的に<b>検証が可能</b>である。</p>	<p>○<b>刑事との比較</b> 刑事手続では<b>試行段階</b>。</p> <p>○<b>萎縮効果</b> 調書に残さないとして引き出している供述が得られにくい。</p>	<p>○<b>刑事との比較・紛争の解消</b> 既に一部の事案については、試行化から実用化に移行。(本年10月1日施行予定) 証拠の任意性信用性が高まり、<b>無用な争い</b>が減り、早期の実態解明につながる。</p>	<p>○<b>萎縮効果への対応</b> (<b>公取</b>による音源管理の場合) 供述者の希望により、録音の開示を選択可能にする。 (<b>供述者</b>のレコーダー持ち込みの場合) <b>任意なので公取と合意できれば、原則自由のはず。</b>開示は供述者の判断に委ねられる。<b>明記及び告げる。</b></p>
<b>メモの録取</b>	<p>○<b>可視化・任意性信用性向上</b> 聴取の可視化がなされず、不意打ちでの<b>圧迫的な</b>聴取では、任意性に疑義が生じる。</p>	<p>○<b>頭の整理</b> <b>リニエンシー申請</b>の要否や防御のため、自分が何を話したのかを覚えておきたい。<b>長時間</b>にわたる聴取のなかで、頭の整理をしながら、任意に聴取に応じたい。</p>	<p>○<b>検査の阻害</b> メモにより供述への<b>対応が疎かになる</b>可能性がある。供述調整の可能性はある。</p> <p>○<b>刑事との関係</b> 刑事では認められていない。</p>	<p>○<b>録取の意図は一部</b> 一言一句のメモの記録を意図しているものではない。</p> <p>○<b>効率的な聴取が可能</b> 自己の供述・記憶を思い出しやすく、実態解明に資する。</p> <p>○<b>刑事との関係</b> 筆記具は危険物にならない。</p>	<p>○<b>メモの量の制限</b> <b>任意なので公取と合意できれば、原則自由のはず。</b>筆記具や紙数枚については、公取から提供されたものでかまわない。<b>明記及び告げる。</b></p>

# 供述聴取・審尋の防御権の論点 (2) 強制の審尋

防御権	問題の所在	必要性	実態解明阻害の懸念等	相当性	見直しの方向性・政策提案
<b>弁護士の立会い</b> 又は <b>弁護士への相談</b>	<b>○法的助言の要請</b> 運用上、弁護士の立会いが認められていないことにより、 <b>独禁法は解釈が広く難しい</b> もかわらず、被疑者は法的助言を得られないため、事案をよく <b>理解しないまま回答</b> しており、不当である(審尋の合間や終了後の相談では意味がない) <b>○可視化・黙秘権の不存在への防御</b> 罰則による <b>強制処分</b> であるところ、審尋の可視化がなされず、圧迫的方法による不当な審尋は許されない。	<b>○防御の高度の必要性</b> 独占禁止法は <b>制裁的</b> 側面を持つ高額な課徴金が課せられるところ、これに対応した防御権が必要。立会いが認められないのであれば、 <b>接見交通権の保障</b> が必要。 <b>○不当な質問への防御</b> 誘導的な質問・被疑事案と関係ない質問等答えなくていい質問への防御が必要。 <b>○効率的な審尋が可能</b> 安心して回答できるようになる。	<b>○弁護士の手当</b> 被疑者が必ず弁護士を呼べる状態とは限らない。 <b>○従業員の萎縮効果</b> 会社と従業員に利益相反がある場合に、会社弁護士が立ち会うと供述に萎縮効果が生じる。	<b>○不当な介入への制裁</b> 弁護士の懲戒制度の活用。従業員代理の弁護士は、守秘義務により企業に不利なことは開示しない(弁護士法23条)。懲戒事由。 <b>○従業員への対応</b> 会社と従業員の利益が相反するときは、会社の弁護士でなく、従業員の希望に基づき従業員の弁護士の立会いを認める。	<b>○不当な介入への制裁の強化</b> 弁護士の介入の範囲について規定。その範囲を超える行為に <b>罰則</b> の新設。弁護士の立会いは被疑者の希望による。(当番弁護士の制度を構築することも一案) 検査妨害に相当する弁護士に対して、行政庁からの弁護士懲戒請求を活用しやすくする。
<b>審尋調書の閲覧・謄写</b>	<b>○リエンシーの対応と防御</b> 処分前手続きより <b>早く</b> 自社の話した内容の調書について把握して、申請の可否の検討には防御の準備を行いたい。 <b>○可視化・黙秘権の不存在への防御</b> 罰則による強制処分であるところ、審尋の可視化がなされず、圧迫的方法による不当な審尋は許されない。	<b>○供述と調書の違い</b> 審尋自体と、審尋をまとめた審尋調書の内容が異なりうるところ、 <b>事実を把握したい</b> 。 <b>○会社としての意見提出</b> 会社は自社員の供述の調書を把握し、訂正・追加すべきであれば、検査中の段階で情報提供し、早期解決・真実解明したい。 <b>○事実関係に疑義</b> 自社の認識と他社の供述内容に矛盾がある等、事実関係につき疑義がある場合、防禦権行使とともに、早期に <b>真実解明</b> を行いたい。	<b>○供述調整</b> 検査中であるところ、供述調整の可能性はある。 <b>○当局の裁量</b> 社員の供述を訂正・追加すべきとの意見を受けたところで、それに縛られるものではなく、当該供述への判断は必ずしも変わらない。	<b>○検査妨害の罰則</b> 審尋調書の閲覧・謄写の結果、検査妨害をする場合には <b>刑事罰</b> で対処可能。 <b>○リエンシーへの対応</b> リエンシー提出内容を早急に検討する際に必要。	<b>○開示の範囲</b> 供述人の供述直後に閲覧可能、自社の聴取終了後に謄写可能。 ・自社分に限定する案 ・他社証拠まで開示対象とする案 他社証拠に、違法性を否定する事実がある場合、防御権に寄与するのみならず、早期の真実解明によって後日の裁判等で無用な争いも回避できる。なお、法制審でも事務当局試案として、目録開示・閲覧謄写を一定限度認める方向で議論されていることが参考になる。 <b>○求めによる</b> 被審尋人の希望による。 <b>○告知</b> 立入検査時の際に提示する被疑事実告知書に、審尋の閲覧・謄写ができることについて明記及び告げる。
<b>録音・録画</b>	<b>○可視化・黙秘権の不存在への防御</b> 罰則による強制処分であるところ、審尋の可視化がなされず、圧迫的方法による不当な審尋は許されない。	<b>○聴取全体の可視化</b> 調書上の内容だけでなく、その前後の文脈から、調書が適正なものだったか <b>検証が可能</b> である。	<b>○刑事との比較</b> 刑事手続きでの録音は試行段階である。	<b>○刑事との比較・紛争の解消</b> 既に一部の事案については、試行化から実用化に向けた動きが活発。大きな潮流の変化。 <b>無用な争い</b> が減り、早期の実態解明につながる。	<b>○開示の方法</b> (公取によるの場合) 供述者の希望により、録音の開示を選択可能にする。(供述者のレコーダー持ち込みの場合) 開示は供述者の判断に委ねられる。
<b>メモの録取</b>	<b>○可視化・黙秘権の不存在への防御</b> 罰則による強制処分であるところ、審尋の可視化がなされず、圧迫的方法による不当な審尋は許されない。	<b>○頭の整理</b> <b>リエンシー申請</b> の要否や防御のため、自分が何を話したのかを覚えておきたい。 <b>長時間</b> にわたる審尋のなかで、頭の整理をしながら、間違えないように審尋に応じたい。	<b>○検査の阻害</b> メモにより審尋への対応が <b>疎かになる</b> 可能性がある。供述調整の可能性はある。 <b>○刑事との関係</b> 刑事では認められていない。	<b>○効率的な聴取が可能</b> 自己の供述・記憶を思い出しやすくなり、実態解明に資する <b>○刑事との関係</b> 筆記具は危険物にならない。	<b>○メモの量の制限</b> 筆記具や紙数枚については、公取から提供されたものでかまわない。

# 供述聴取・審尋の防衛権の論点 (録音・録画)

録音録画の目的 不当な調査抑止・ 検証可能性	記録手段	記録時間	記録対象
任意性信用性？ 	録音	読み聞け/署名捺印時	特定の類型のみ
	録画	全審尋時間	全件

- ②については、供述人の意図に反して行われなことから、不当な介入とはいえないのではないか。
- ③の不当な質問についての介入は、供述人が介入を求めているとしても、適正な手続きとして正当な介入といえるのではないか。

＜弁護士の介入の方法・程度と実態解明への影響＞

		弁護士に相談			
		①不介入	②消極的介入	③積極的介入	
				＜不当な質問に介入＞	＜すべてに介入＞
弁護士の介入の程度		供述聴取・審尋に立ち会うのみ (発言はできないが、メモの録取、録音は可能)	供述人から <b>依頼</b> があった場合のみ補助が可能。	供述人に対する <b>不当な質問</b> に対してのみ発言が可能。	何も <b>制約なく</b> 、自発的に発言が可能。
実態解明への影響 (マイナス)		<b>企業側弁護士</b> が立ち会えば、萎縮して供述しなくなる可能性がある。	供述人の質問が多いと供述聴取が <b>長時間</b> になる可能性あり。	不当か否かの基準が明確化されないと、 <b>濫用の可能性</b> あり。濫用された場合には、録音録画で事後的検証により制裁が可能。	聴取を <b>妨げる</b> 可能性がある。
実態解明への影響 (プラス)		<b>従業員弁護士</b> が立ち会えば、萎縮して供述しないことはなくなり、調査への弊害はない。可視化により不当な聴取について抑止効果が働き、供述の <b>任意性が高まる</b> (後日の <b>紛争防止</b> による <b>早期解決</b> )。	理解した上で供述するため、供述の <b>任意性が高まる</b> (後日の <b>紛争防止</b> による <b>早期解決</b> )。また、弁護士の同席により供述人が安心し、供述が容易になる。	理解した上で供述するため、供述の <b>任意性が高まる</b> (後日の <b>紛争防止</b> による <b>早期解決</b> )。また、弁護士の同席により供述人が安心し、供述が容易になる。	理解した上で供述するため、供述の <b>任意性が高まる</b> (後日の <b>紛争防止</b> による <b>早期解決</b> )。また、弁護士の同席により供述人が安心し、供述が容易になる。

＜弁護士の立会いの場面＞



## 制度の概要

- 弁護士および弁護士法人(以下「弁護士等」といいます。)は、弁護士法や所属弁護士会・日弁連の会則に違反したり、所属弁護士会の秩序・信用を害したり、その他職務の内外を問わず「品位を失うべき非行」があったときに、懲戒を受ける(弁護士法56条)。

## 懲戒請求の手続き

- **何人も**、弁護士又は弁護士法人について懲戒の事由があると思料するときは、その事由の説明を添えて、その弁護士又は弁護士法人の所属弁護士会にこれを**懲戒することを求めることができる**(弁護士法58条)と規定されており、その弁護士等の所属弁護士会に請求することとなる。

## 行政からの懲戒請求

- **実績あり**。
- 但し、「何人も」については、行政府が主体のままでの請求は不可。個人名に請求する必要あり。

## 証拠隠滅等で懲戒処分とされた具体例



- 刑法104条は、将来、刑事事件となりうべきものを含むと解されている。
- 勾留(こうりゅう)中の被告人からの指示を**証拠隠滅**につながると知りながら外部に伝えたとして、大阪弁護士会は**2009年**、同会所属の・・・弁護士を**業務停止3カ月の懲戒処分**にした。同会によると・・・弁護士は「証拠隠滅につながるという認識はなかった」と否定している。発表によると、・・・弁護士は平成17年8～11月、大阪府警本部留置場で、強要罪などに問われた被告人と接見。約2億6800万円を横領したとされる事件に関し、証拠隠滅を指示する内容の伝言を知人女性に伝達したとしている。共犯として取り調べを受けた知人女性の供述から発覚し、当時の大阪地検次席**検事が懲戒請求**した。同会は「接見の権利を乱用し、**弁護活動の範囲を逸脱**した」としている。



- 聴取に対する任意性、強制性によって、国家権力に対する防御のバランスが図られるべき。
- 有機的に連動するように、任意処分と強制処分のバランスを考えた防御権のパッケージであるべき。

	任意の供述聴取	間接強制の審尋
<b>○供述聴取に関する制度・運用についての知識の共有・機会の保障</b>		
-聴取の性質の知識の不足	・聴取の性質が任意の供述聴取か間接強制の審尋かの明示的な教示 その違いにより聴取方法や罰則が異なること、任意の供述聴取を拒むことができることについての事前の告知・説明 (強制処分の場合は義務化)	
-聴取時における権利の機会の保障	・聴取の休憩時間に弁護士に相談できること ・聴取報告書が自分の供述の意図とそぐわない際には訂正を求めることができること ・その他、以下で認められた個別の権利についての事前の告知・説明(強制処分の場合は義務化)	
<b>○弁護士に法的助言を求めることのできる仕組み</b>		
-法的知識の不足 -聴取を受ける際の不安感の解消	・(済)1時間半から2時間ごとに休憩時間を確保すること(当局による休憩時間の付与の記録を含む) ・(済)休憩時間に弁護士に相談できること ・休憩時間の頻度と弁護士への相談が可能であることを聴取前に告知及び指針等で周知 ・当局の裁量により、立証に資すると判断する場合には弁護士の立会いを認めること ※従業員の希望に応じて従業員の弁護士の立会いを認めること。	同左
		・弁護士の立会いを認めること ①全過程に立ち会えること ②読み聞け部分に立ち会えること

(注) 赤字は以前の懇談会における合意事項

# 聴取における防御権のあり方

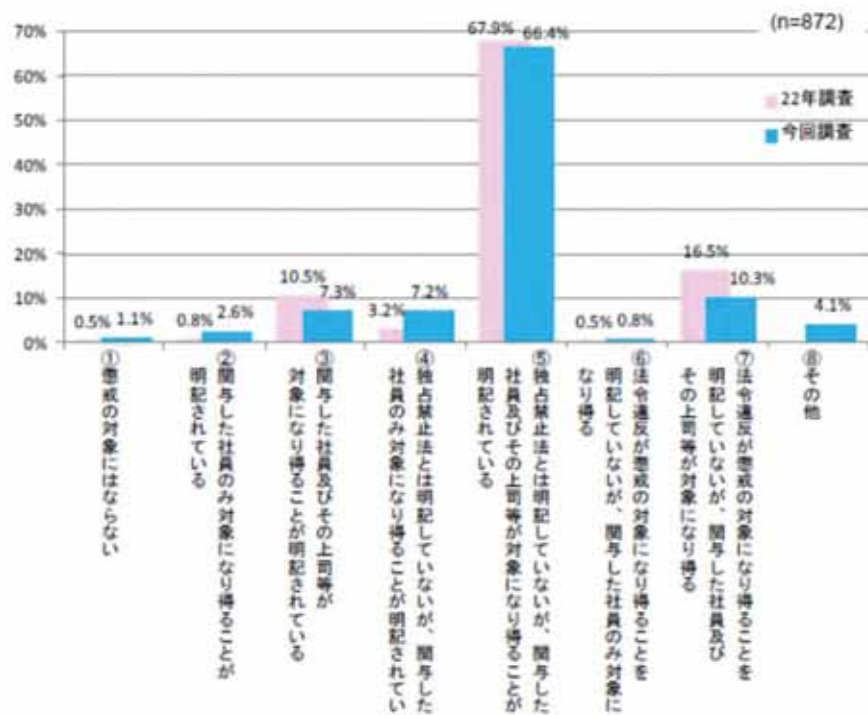
	任意の供述聴取	間接強制の審尋
○供述・審尋調書の任意性・聴取過程の透明性の確保の仕組み (各国の競争当局と異なり、供述聴取が偏重されるものの、弁護士が全過程に立ち会えないことを前提とした場合)		
-出頭にあたり日時を確定されることへの対処	-	・合理的範囲で日程調整ができること
-長時間・複数回に及ぶ聴取への対処	・メモの録取	同左(聴取の支障のない範囲)
-執拗に責め立てられる聴取への対処	・自己録音録画を条件に応じることは可能。	
		・録音録画 読み聞け部分を録音録画すること 録音録画内容の開示は、本人の同意があったとき、任意性につき争いのあるときとする。
-訂正が聞き入れられない聴取への対処	・読み聞け部分の録音録画	同左
		・録音録画 読み聞け部分を録音録画すること 録音録画内容の開示は、本人の同意があったとき、任意性につき争いのあるときとする。
		・弁護士の立会いを認めること ①全過程に立ち会えること ②読み聞け部分に立ち会えること
○任意性が確保されなかった場合の事後救済と検証可能性 (刑事手続と同様の調査手法において生じる潜在的な冤罪事件・当局の処分に対する異議申立の排除のためには、第三者機関自体が公平に申し立てられた苦情内容を判断するツールがあることが前提)		
-不当な調査への対処	・ <b>第三者機関への苦情申立て</b> 、その対処内容と結果の公表 ・自己録音録画による内容の検証が可能。	同左 ・録音録画による内容の検証
-任意性のない証拠による行政処分への対処	・異議申立て ・訂正を申し入れられた際の供述調書の証拠能力や信用性を軽減をする扱い ・審査規則第13条・第11条の遵守・活用  第11条 審査官は、…事件関係人又は参考人を審尋したときは、 <u>審尋調書を作成し、これを供述人に読み聞かせ、又は供述人に閲覧させて、誤りがないかどうかを問い、供述人が増減変更の申立てをしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。</u>	同左 ・審査規則第11条の遵守・活用
		・録音録画による内容の検証

## (参考)企業のコンプライアンスに対するスタンス

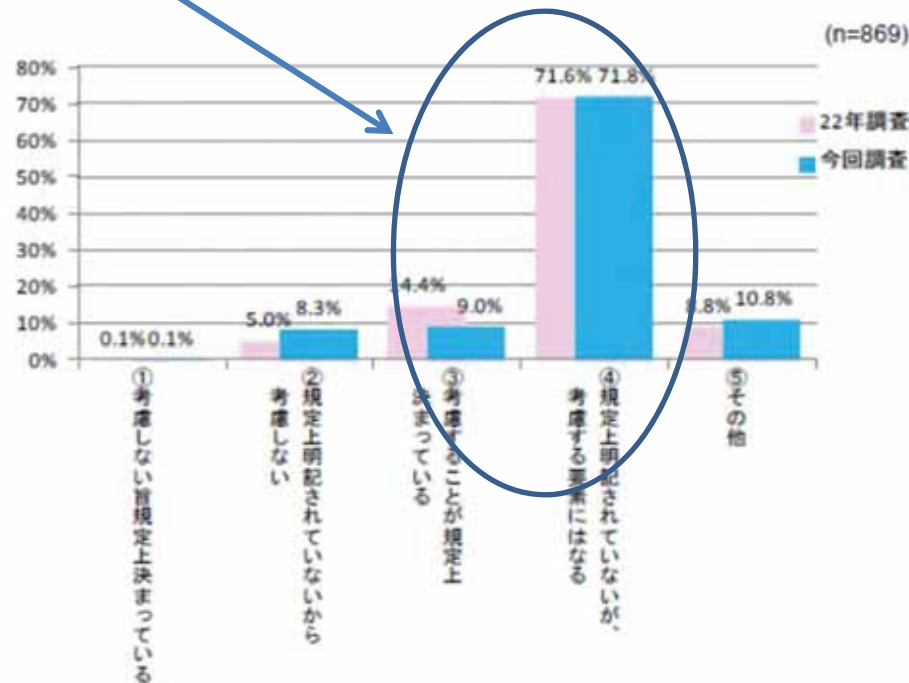
- 昨今、企業は独占禁止法のコンプライアンスについて厳しく対処しており、通常の企業であれば、法違反がある場合に隠匿しようとするものではない。
- 昨今のコンプライアンスの推進の流れのなかで、社内懲戒ルールを設けており、社員が独占禁止法違反行為に関与した場合には、懲戒の対象になりうる。(次頁参考)
- 社内リニエンシー制度※を設け、80.8%の企業が自主申告した社員に対する懲戒内容の軽減について考慮し得ると回答。

※社員が独占禁止法違反行為に関与した場合において、当該社員が自主的に当該事実について所要の報告等を行った場合、最終的な懲戒内容の軽減について考慮する取扱い。

社内懲戒ルールの整備



社内リニエンシー制度の整備



(出典)平成24年11月「企業における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について」公正取引委員会

➤ 懲戒処分を行う場合には、末端の行為者の問題か、部門の管理体制の問題か。

## 懲戒処分の規定のサンプル

第〇条 社員が次の各号の一に該当する場合は懲戒処分を行う。

但し、非違行為の動機、態様及び結果並びに非違行為後の対応(改悛の情が認められるとき等)から情状酌量の余地があると認められる場合には、その度合いに応じて処分を軽減する。

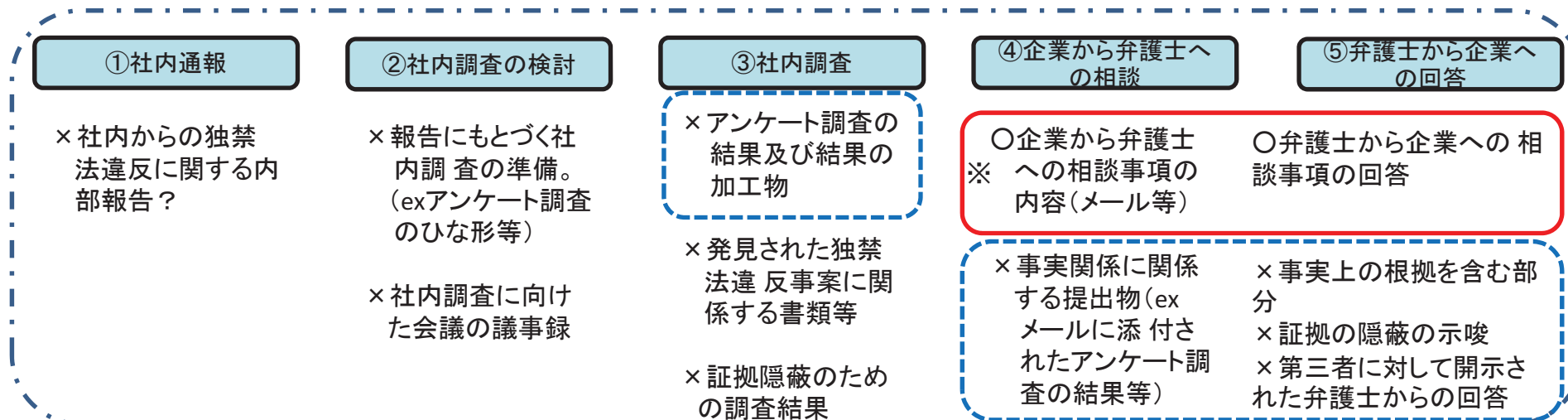
- 1号 正当な理由なく無断欠勤〇日以上に及ぶとき
- 2号 故意または重大な過失により会社に損害を与えたとき
- 3号 ……以下、省略

- 経済界においては実際に、調査開始直後から正直に申告するなど、積極的に調査に協力した者については、処分を軽減する傾向にある。
- また、上位者ほど違法行為を止める立場にあるため厳しい処分がなされ、下位者ほど決定権などを有しないことから処分が軽い傾向にある。

防御権	問題の所在	必要性	実態解明阻害の懸念等	相当性	見直しの方向性・政策提案
<p><b>秘匿特権(秘密保障)</b></p> <p>※米欧では認められている依頼者が弁護士との間で行った<b>法律相談に関する交信</b>は、行政当局の調査手続又は裁判上の証拠開示手続における開示の対象から除外されるという特権。</p>	<p>○<b>秘密保障</b> 民事訴訟法・刑事訴訟法・弁護士法等で<b>秘密保障</b>が担保されている法の趣旨が損なわれる。</p> <p>○<b>国際制度間の不調和による弊害</b> 昨今、<b>国際カルテル</b>において、複数国での同時摘発も強化されている中、米国や欧州等多くの先進国では秘匿特権が認められているが、日本では認められていない。</p> <p>公取に任意若しくは間接強制である提出命令により資料を提出する場合または提出した資料が審判や裁判に提出される場合、<b>海外での秘匿特権を失う</b>(とみなされる)こととなり、当該資料やそれに基づく情報が海外当局に情報提供されるおそれが払拭できないこと、また海外の民事訴訟においてディスカバリーの対象となるおそれが高い。結果として、そもそも日本に対し、秘匿特権の対象情報を共有させられないという信用低下を招いている。</p> <p>○<b>コンプライアンス調査の弊害</b> 全社でコンプライアンス調査を行い、その結果、従業員から提供された情報を弁護士に照会して法的見解について相談するような場合に、秘匿情報も含めて提出することになり、当該情報を失った事業者にとって、違法またはその疑義段階の行為の停止・解消を図るためのその後の社内調査等<b>コンプライアンス活動を長縮</b>させる。</p>	<p>○<b>基本的人権</b> 行政に対する適正手続(憲法第31条)の保障として、またプライバシーの保護等の秘密保証として、世界でも認められている権利。</p> <p>○<b>独禁法固有の必要性・社内調査の弊害</b> リニエンシー制度がある独禁法では、違法行為の端緒がある際、または社員が自白する際には<b>弁護士に安心して相談</b>し、社内調査を行い、リニエンシーを促進する環境をつくることが必須。</p> <p>○<b>ディスカバリーへの防御</b> 海外における秘匿特権を確保し、ディスカバリー請求により、本来開示する必要のない情報の開示を回避するため必要。</p> <p>○<b>国際水準でのコンプライアンスの確保</b> 国際的にビジネスを展開する際に、秘匿特権がないことにより、情報開示のおそれがあるために、社内の法的相談について海外子会社・取引先と同じレベルのものが共有されない。企業の国際水準での<b>コンプライアンス</b>確保のためにも必要。</p>	<p>○<b>証拠につながる価値</b> 秘匿特権の対象となるような通信文書が立証のための<b>決定的な証拠</b>となったといえるまでの事案は存在しないが、秘匿特権の対象となり得るような文書が<b>証拠となり得る</b>にもかかわらず、当該文書を証拠として使用できないと違反行為の立証が困難になり弊害が生じる。</p> <p>○<b>米国の裁判所の判断</b> 米国においては、裁判所の判断において、当局の<b>命令</b>を受けて提出する場合には秘匿特権が失われれないとの考えが示された<b>地裁判決が一件</b>(事件の結論としては任意に提出した場合であり、秘匿特権は放棄と判断された)。</p>	<p>○<b>性質</b> 本来、秘匿特権は検査協力の<b>インセンティブと無関係に、基本的人権</b>として認められてきたもの。</p> <p>○<b>狭義の秘匿特権の範囲</b> 秘匿特権の概念は、弁護士・依頼者間の通信であつて非常に狭いもの(次頁。)</p> <p>○<b>直接証拠にならない</b> 法的助言である通信内容自体が、違反行為を直接立証する証拠にはならない(JAS RAC事件参照)。</p> <p>○<b>コンプライアンスの推進・リニエンシーの促進による実態解明機能の強化</b> 秘匿特権があれば、弁護士に相談しやすくなる。その結果、弁護士の法的助言による違法行為の停止やリニエンシーの促進が期待できる。</p> <p>○<b>米国の裁判所の判断の限定性</b> 米国での判断は<b>地裁レベル</b>で、個々の裁判所判断事項であり、判例拘束性がない。そのため、秘匿特権を必ず保障したものでなく、日本でコントロール可能なものではない。また、提出した資料が命令でなく任意提出したものであった場合には秘匿特権が失われる。</p>	<p>○<b>定義・範囲を明確化した導入</b> 秘匿特権が認められることを<b>範囲を明確化</b>して明文化する。</p> <p>○<b>秘匿の判断手続きの整備</b> 検査先で秘匿の判断に争いがあるものに対し、その解決のための制度の整備。(その場で封筒にいれ、事後的に裁判所が判断する等)</p> <p>○<b>不当な権利行使に対する制裁の整備</b> 犯罪のための秘匿特権はそもそも定義対象外であるが、不当な秘匿特権の主張等について<b>行政罰</b>で対応可能(94条3号)。不当な秘匿特権の主張に協力する弁護士についても<b>懲戒</b>の申請。</p>

➤ 秘匿特権(秘密保障)とは、米国や欧州では認められている**依頼者が弁護士との間で行った法律相談に関する交信**は、行政当局の調査手続又は裁判上の証拠開示手続における開示の対象から除外されるという特権。

## ＜秘匿特権(秘密保障)の対象となる資料のイメージ:社内コンプラ調査の事例＞



※部分のみが秘匿特権(秘密保障)の対象となる資料。独禁法違反を証明する直接の書類等や弁護士との交信すべてが対象となるわけではない。



秘匿特権(秘密保障)を認めても、公正取引委員会が行う実態解明機能は損なわれない。  
(なお、導入にあたっては、秘匿特権の認められる**範囲を明確**にし、当該資料が秘匿特権に該当するか**争い**があった場合の解決方法の導入、不当な権利行使に対する**制裁**等についても必要がある)

範囲: 書面のみか、社外弁護士のみか、依頼者は相談者個人だけか等  
不当な権利行使: 手続きを遅らせる目的、犯罪や詐欺を継続して行うことの一部 等

## ○必要な理由

### ・安心して法的相談ができることによる自発的な違反行為の防止

企業が法令違反のおそれを認識した際に、安心して自発的に弁護士に相談できることによって、当局の検査を待つまでもなく、法令違反の場合に対象行為をやめさせることができる。規制当局のリソースも限りがあるところ、社会全体として、自浄作用を働かせることが必要。

### ・グローバル競争環境における適正手続の整備

グローバル企業の法令違反事案は、日本の規制当局との関係における防御だけでなく、海外の規制当局や民事訴訟についても、主張を尽くすための手続保障として付与されるべき。

## ○競争法において特に必要な理由

### ・国境を越えた複数当局による同時立入検査への対応が必要

各国当局間で情報交換がされることにより、ある事案に対する同時立入検査が増加しているなか、日本に秘匿特権がないことで、各国の企業と日本企業で訴訟対応のための円滑な情報が共有されない。

### ・リニエンシーにより、法的対応の判断に迫られる場面が増加

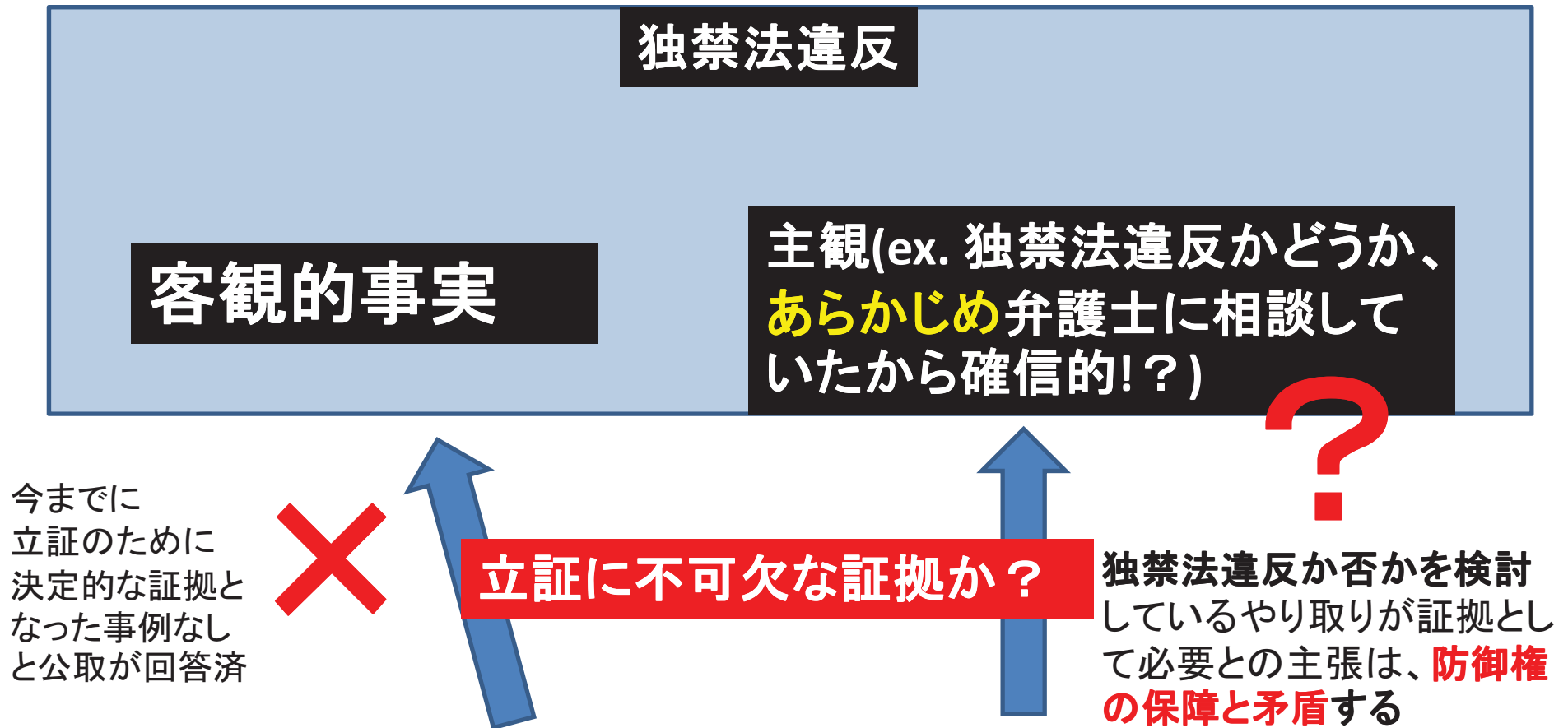
社内調査によって、法令違反のおそれのある行為が見つかった場合に、すべての国でどこまでの範囲でリニエンシーをすべきか法的に検討する必要がある。

### ・国内の独禁法の課徴金の引上げ、国外での競争法の制裁強化による防御の必要性の増加

仮に企業そのものに人権がなくても、制裁を課される当事者として、適正手続は確保されるべきもの。また、日本の行政調査の観点では、個人の人権保護と関係なくとも、日本での犯則調査や米国での刑事・民事訴追での証拠資料として差し押さえられて、使われることが否定できないため、保護する必要がある。

### ・競争効果を加味する競争法の法令違反の判断の難解性

# 秘密保障をすると真実解明を阻害？



## 弁護士の意見書

【業務について独禁法違反の可能性がないか相談し、検討結果を記載した文書。】



## ➤ 秘密保障

事業者が弁護士からの法的助言を求めるために行った通信で秘密であるもの

## ○対象の基本的考え方

弁護士の守秘義務により、秘密保障の対象となる通信は、**本来、行政の物件提出命令を拒むことに正当な理由があると認められる**。しかしながら、まずは運用として、実態解明機能に支障が生じることを防止する観点から、事件関係人等からの質問については、例外的に、その他の手段で証拠がとれず、事件の実態解明ができない場合には、当該通信は行政の物件提出命令を拒めないことがある。

→証拠収集の優先順位の問題に帰着。

## ○対象範囲

### ①弁護士からの**回答**

× 独立の立場にない弁護士

### ②その前提となる事件関係人等からの**質問**

× 法的助言に関係しないもの(事業上の助言)・犯罪を構成するもの

× 社内調査結果としての事業者の法的評価

○ 弁護士に聞くための社内調査結果の事業者の法的評価

× 質問に添付された事実(従業員からのヒヤリングメモ等社内調査結果における事実を含む)

△ 質問本文と一体になった前提事実の要旨(**その他の手段で実態を解明できない場合には開示**)

○ 事業者として法的相談をできる権限を付与されている質問者による法的質問

✓ 外形的にも、「秘密保障の対象」である旨明記の上で**リスト化**されて、他と区別して保存されていること。

✓ 時間的範囲は限定しない。

※事業者の防御の必要性は、立入検査前後で変わるものではない。

自社の行為の法令違反の可能性について問い合わせる内容は、立入検査前後でも共通であり、リニエンシーの検討も含めると、その性格は防御のためといえる。

事業者は違法行為の有無について一刻も早く確認し、社内調査のうえ、リニエンシーをしていくためにも、開示のおそれを心配せずに安心して本当のことを弁護士に相談できることが必要。

## ○行政調査における基本的考え方(次頁参照)

- ① まずは通信の秘密保障の対象以外の物証、供述聴取・審尋、報告徴収命令によって、証拠収集。
- ② 事業者側は、正当化理由を根拠付けるだけの関連資料(EUベストプラクティス52)を提供すべき。例えば、通信の秘密保障の対象について、保護対象として一括保存し、**リスト化**。

※リストには、物件が保護の対象であることを示す適切な正当化理由を明記。

※行政当局の求めに応じ、その理由を根拠づけるだけの関連資料の提供も準備していることが望まれる。

- ③ 行政当局は、リストを一覧して容易に文書の存在を確認。

↓ ※この間、対象物を毀損等した場合には証拠隠滅として検査妨害に該当。その有無はリストから判明。

※証拠隠滅のおそれが合理的に認められる場合(証拠隠滅に関する前歴や不自然なものが対象リスト一覧にある場合等)には、一瞥したうえで、その場で封印し、その後、調査官に引き渡す

(行政当局の調査中、保護対象リストの物件を収集しないと実態解明ができないと判断した場合)

↓

- ④ 当局より、リストから特定した物件が実態解明に必要な旨を明示したうえで、対象を指定して提出命令。

④-1 事業者側は、提出に反対でなければ、提出。

④-2 事業者側は、提出に反対であるときは、調査の審査官とは別に指定された**調査官に提出**。当該調査官は、保護対象か否か、**まずは外形**を、そして内容として実態解明に不可欠であるか否かを判断。

- ⑤ 調査官は提出された物件が保護の対象か否か判断。

⑤-1 保護の対象外と判断された場合には、証拠物として調査における審査官に渡される。

⑤-2 保護の対象と判断されたものの、**任意の供述聴取、強制的審尋、報告徴収命令等、可能な行政処分を尽くしても実態解明ができず、実態解明に必要不可欠であると判断された場合には、証拠物として調査を担当する審査官に渡される。**

例:事業者の故意が立証に必要な場合、関係者が死亡・退職していた場合

- ⑤-3 保護の対象と判断されたものの、実態解明に不可欠でない判断された場合には、事業者に返却。

※調査官の判断による決定について争う場合には、排除措置命令等の行政処分後に、証拠能力の有無として争うこととなる。

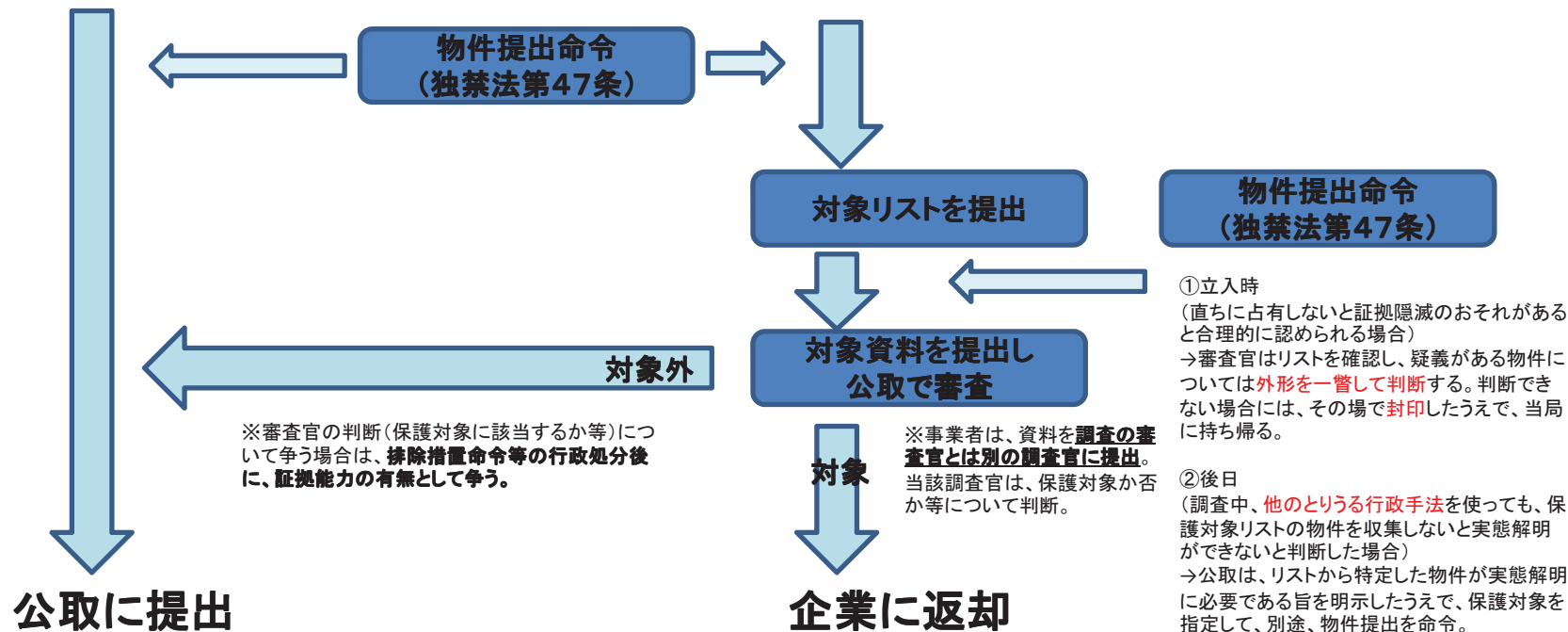
※保護の対象外の証拠物件を、意図的に保護の対象としていた場合には、①保護を主張することが許されず(したがって、保護の対象でないものはもちろんのこと、保護の対象となるものも物件提出の対象となり)、②濫用として検査妨害に該当。

→現行の検査妨害の刑事罰の引上げも考えられる。



- <例>
- × 法的助言に関係しないもの(事業上の助言)・犯罪を構成するもの
  - × 社内調査結果としての事業者の法的評価
  - × 質問に添付された事実(従業員からのヒヤリングメモ等社内調査結果における事実を含む)

- <例>
- 弁護士に聞くための社内調査結果の事業者の法的評価
  - 相談内容についての弁護士からの回答



※審査官の判断(保護対象に該当するか等)について争う場合は、**排除措置命令等の行政処分後に、証拠能力の有無として争う。**

※事業者は、資料を**調査の審査官とは別の調査官に提出。**当該調査官は、保護対象か否か等について判断。

①立入時  
(直ちに占有しないと証拠隠滅のおそれがあると合理的に認められる場合)  
→審査官はリストを確認し、疑義がある物件については**外形を一瞥して判断**する。判断できない場合には、その場で**封印**したうえで、当局に持ち帰る。

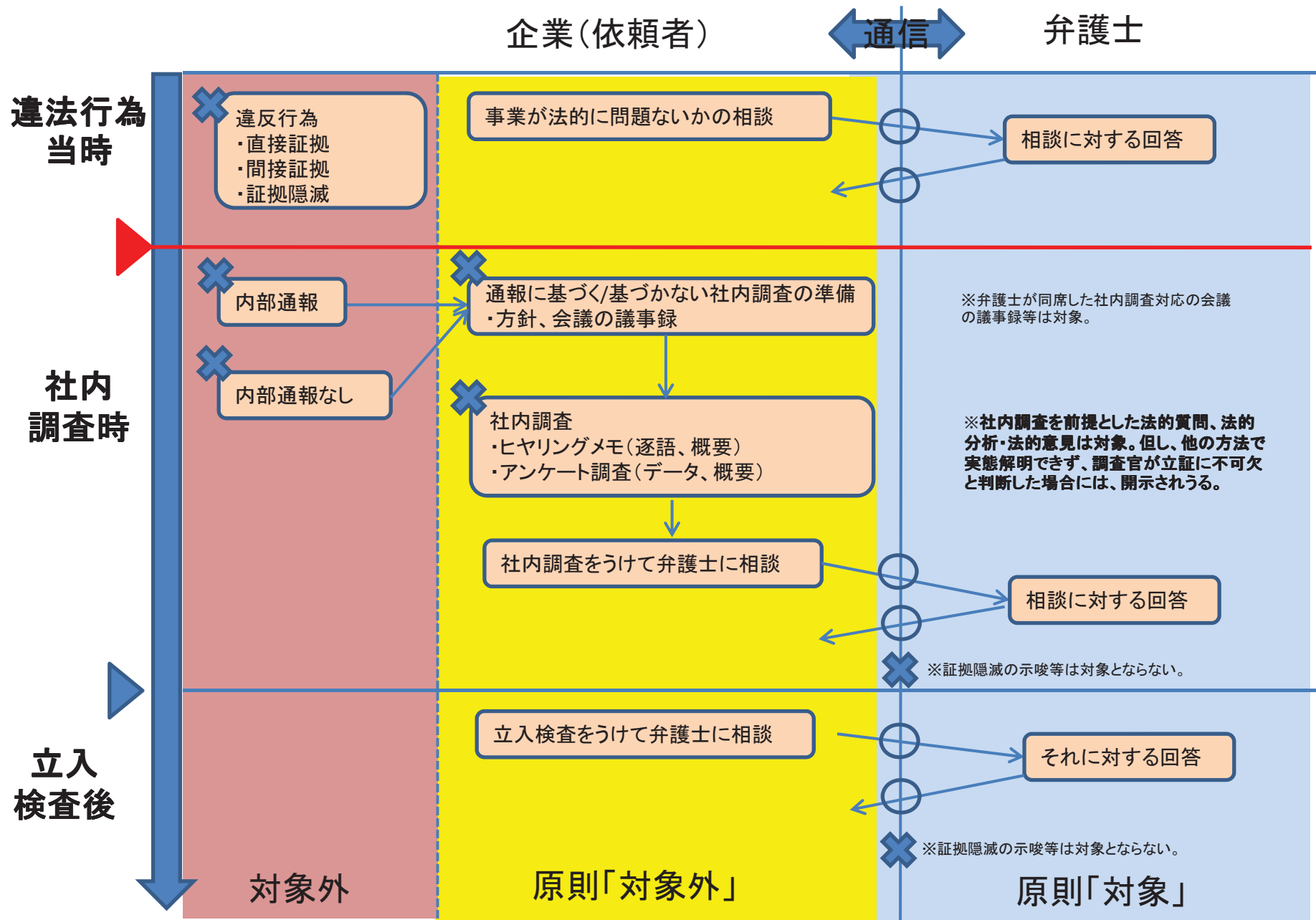
②後日  
(調査中、**他のとりうる行政手法**を使っても、保護対象リストの物件を収集しないと実態解明ができないと判断した場合)  
→公取は、リストから特定した物件が**実態解明**に必要である旨を明示したうえで、保護対象を指定して、別途、物件提出を命令。

懇談会での懸念の意見	懸念への対応	条文案・指針案への反映
<p>【導入の必要性①】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘匿特権導入の文化的背景がない</li> <li>・現状、特別に具体的な権利として保護されていると解せないとの判示あり(東京高裁・上告中)</li> <li>・独占禁止法のみの問題ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>守秘義務や押収拒絶権の存在から</b>、弁護士への相談の際に秘密が守られるべきとの基本的な価値感はずでに日本法にあり、文化的背景もある。</li> <li>・弁護士との相談内容が、資料の所在によって変わる不合理性を解消する必要がある。</li> <li>・現状の判示は、秘密保障の具体的制度化を否定しているものではない。</li> <li>・独占禁止法の問題だけではないが、リニエンシーという特別な法制度があり、世界各国で<b>競争法の同時執行</b>が行われる<b>特殊な独占禁止法の領域</b>において、今もっとも必要に迫られている領域。</li> <li>・まずは<b>運用レベル</b>でゆるやかに文化を醸成。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○政策の問題として、審査規則・指針での対応。</li> <li>○秘密保障の対象物自体が、行政処分<sup>の</sup>直接証拠にはならないことから、証拠収集の優先順位の問題にするのみ。(他に証拠がないときに、必要に応じて提出することも認める)</li> </ul>
<p>【導入の必要性②】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘匿特権がなくても、リニエンシー申請が行われているのではないか。</li> <li>・過去の違法行為についての弁護士への相談は、コンプライアンスを高めないのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当局の摘発・実態解明に資するリニエンシーは、社内で把握できた行為が法的に違法だと分かれば、申請される。</li> <li>・リニエンシーが申請され、必ず100%減免される事案であれば、後に公的権力である行政当局に開示されることも問題ないかもしれないが、従業員や法務部にとって<b>違法性が明白でない事案やリニエンシーを申請しても減免されない事案もある</b>。だとすれば、後に公権力である行政当局に漏れることになれば、<b>弁護士への「情報伝達が差し控えられるという萎縮的效果が生じ」</b>る(第3回目ヒヤリング：多田弁護士引用の国家賠償訴訟「志布志事件判決」)。</li> <li>・現在、すべての事案について、リニエンシーが行われていないことに鑑みれば、「秘密保障がなくてもリニエンシー申請が行われている」とは言い切れない。</li> <li>・事業者の自浄作用として、公的権力に漏れないことを前提に、安心して弁護士に相談でき、違法行為だと分かれば、これをすみやかに停止し、独禁法上の所要の手続をとる前に行うことが、事業者としてのあるべき姿。</li> <li>・<b>規制の目的は、弁護士への相談を自粛することによる違法行為の放置ではなく、停止であり、行政当局の摘発件数の増加ではない。</b></li> <li>・仮に違法行為を停止しても、行政当局は調査を行い、行政処分をしよう。</li> </ul>	
<p>【導入の必要性③】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・違法行為をした場合の防御権の確保として秘匿特権を認めてほしいということについて、理解をしづらい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独禁法違反であるかどうかについては法的評価の問題であり、<b>公権力の処分に対して処分の名宛人が適切な防御を行うことができるのは、違法行為をしたとしても、憲法上保障された基本的人権であることは先進国の理解として当然。</b></li> <li>・独禁法ではない刑事事件で捕まった被疑者に対して、罪人だから適切な防御権を与えなくてもいいと言っているのと同じ理屈となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者が秘密保障の対象文書の保存・管理義務を履行している場合に限定し、必要に応じて提出することも認める。</li> </ul>
<p>【導入の必要性④】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民事訴訟法についても考える必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘のとおり。</li> <li>民事訴訟法の文書提出命令の改正も将来的課題。まずは、独禁法での運用を改善する試みから始めることが重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○将来的に民事訴訟法の改正も検討の余地あり。</li> </ul>

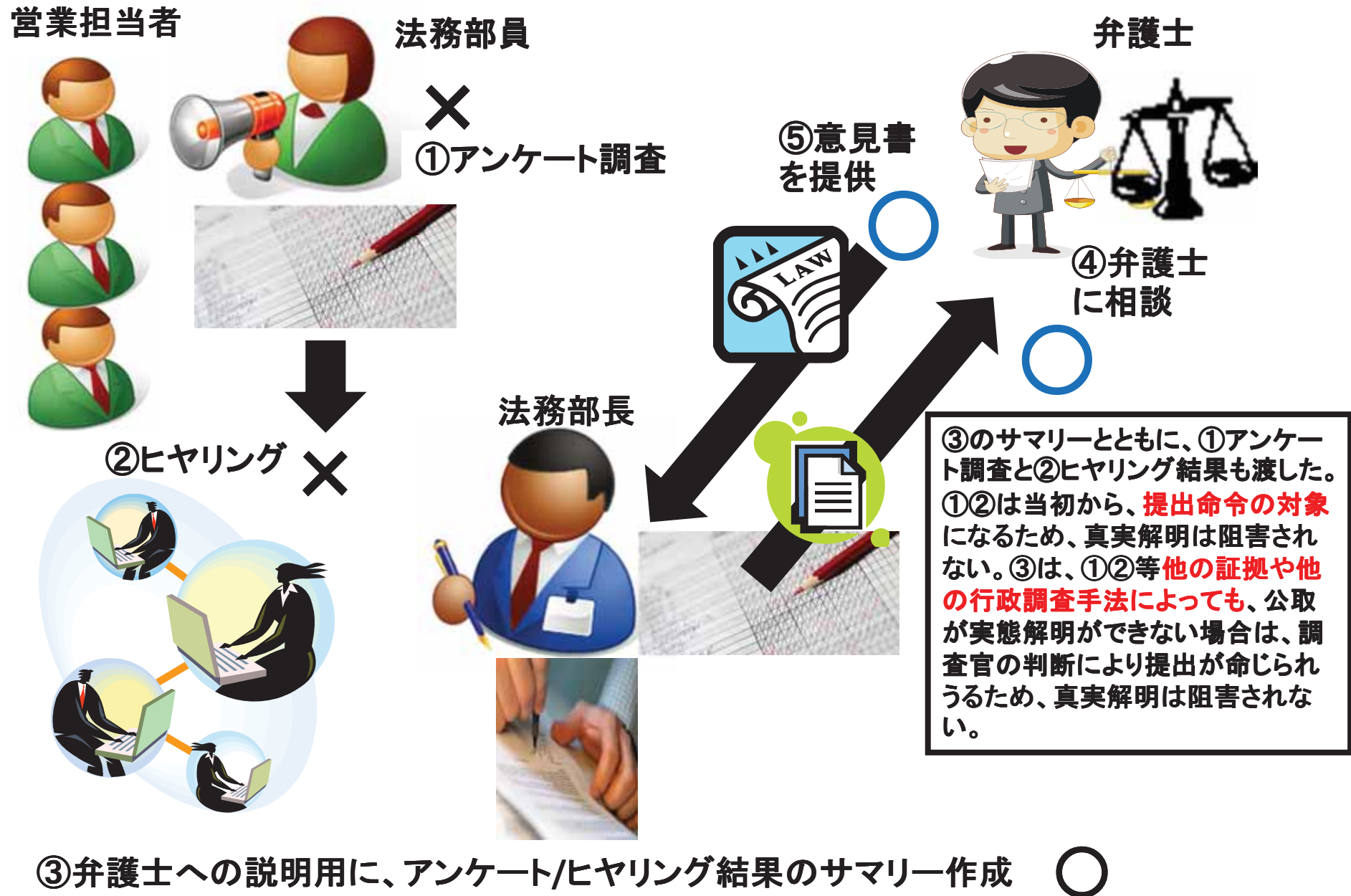
懇談会での懸念の意見	懸念への対応	条文案・指針案への反映
<p>【実態解明機能①】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実態解明機能に支障が生じないか。</li> <li>・秘密保障により保護されると思ったとして、当局からの提出命令を拒否した場合、制裁を科すことが難しいのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保障によりただちに実態解明機能に支障が生じさせるものではなく、<b>制度設計の問題。</b></li> <li>・秘密保障の対象には、違法行為当時の資料等事実を含まないことから、<b>他の客観証拠や供述聴取・審尋によって、通常は十分に立証が可能。</b></li> <li>・保護の対象につき争いがある場合の措置も併せて設けることで、懸念は払拭される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象に事実は含まない。</li> <li>○他に証拠がないときは必要に応じて提出を認める。</li> <li>○争いがあるときは、現場で一瞥したうえで判断。それでも判断できない場合には、独立した調査官が検分。</li> <li>○事業者側も、対象リストを用意し、当局の求めに応じ、説明できるよう整備しておく。</li> </ul>
<p>【実態解明機能②】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士が秘密保障を広く解釈し、濫用しないか。</li> <li>・秘密保障を濫用された場合の制裁として、非協力に対する峻厳な制裁をかけられるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象範囲を明確に限定することで対応可能。</li> <li>・濫用された場合には、<b>調査妨害の罰則で対応可能。</b></li> <li>・罰則規定が働かないのは運用の問題。まずは行政当局で運用がなされるべき。それでも機能しなければ、さらに罰則を強化することもありえる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象に事実は含まない。犯罪を構成するものは対象にならない。</li> </ul>
<p>【実態解明機能③】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告命令の制裁が弱いため、報告命令の活用がうまくいかないのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告命令を受ければ、通常の企業は提出するはず。まずは、行政当局での運用があるべき。それでも機能しなければ、罰則を強化することもありえるのではないか。</li> </ul>	
<p>【対象範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃防御の観点から、訴訟の前提となる事実に関するやり取りについては、保護する必要はないのではないか。</li> <li>・保護が認められるのは例外的であると構成し、例外的主張が事実上大幅に認められるという論理構成はおかしいのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護の対象には、違法行為当時の資料等事実を含まず、広いものではない。また、<b>エスケープ・クローズとして、最終的に、調査官の判断により、行政当局に提出させることを担保することで、バランスが図られる。</b></li> <li>・<b>事実に関する弁護士への相談・質問(法的評価や対処方法)は、いつ開始されているか不明の行政調査の前後に関わらず、攻撃防御に必要なもので、事件化された際には防禦戦略そのものになる。</b></li> <li>※立入検査だけが防御の対象ではないので、立入の開始時期は防禦の開始時期ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象に事実は含まない。</li> </ul>
<p>【規定方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今の日本の企業風土で、秘密保障がきちんと理解されておらず、拡大解釈されることを懸念。相当に厳密に限定された形で対応すべき。</li> <li>・具体的な範囲の検討を尽くさないまま権利を認める規定を作って裁判所に持っていくのは適当ではなく、立法でやるのであれば細かい規定、要件を書かざるを得ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まずは<b>保護対象物リスト</b>を当局に提示することで、<b>拡大解釈を防止。</b></li> <li>・保護の対象外の物件を対象としていた場合には、審査の必要に応じて、<b>調査官に提出を命じられ、精査されることとなる。よって、当該調査官に、範囲のノウハウが蓄積されていくこととなる。</b></li> <li>・実務の蓄積を踏まえて、今後、指針案の例示を増やして開示していくことが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象の存在自体は、対象リストにより、当局に最初から開示。当局の調査コストを省く。</li> <li>○必要に応じて提出命令も可能。</li> <li>○独立の審査官による精査。</li> <li>○将来、対象例示の追加。</li> </ul>

# 各場面における弁護士・依頼者間の通信

流れ	実態説明阻害	対象	時期	対象該当性
社内通報	阻害しない	独禁法違反のおそれの内部通報	調査時	×
社内調査の検討		<b>通報に基づく社内調査の準備</b>		
	阻害しない	・方針・会議の議事録	調査時	× (例外: 弁護士が同席した社内調査対応の会議の議事録)
社内調査		<b>(1) 違法行為当時の証拠</b>		
		違反事実を示す直接証拠	当時	×
	阻害	・合意を示す書類	当時	×
	阻害	・価格の値上げを指示する書類	当時	×
		違反事実を推認させる間接証拠	当時	×
	阻害	・会合の存在を記す手帳の該当部分	当時	×
	阻害	証拠隠滅を指示する証拠	当時	×
	阻害しない	弁護士との違反事実に係る法令違反の相談	当時	○
	阻害しない	・それに対する回答	当時	○
		<b>(2) 調査結果</b>		
	阻害しうる	・ヒアリングメモ(逐語・概要)	調査時	<b>事実として×</b>
	阻害しうる	・ヒアリングメモ (法的質問・法的分析・法的意見)	調査時	<b>通信の一部として○。但し、他で実態説明できず、調査官が立証に必要なものと判断した場合には、開示されうる。</b>
	阻害しうる	・アンケート調査結果(データ・概要)	調査時	<b>事実として×</b>
	阻害しうる	・アンケート調査結果 (法的質問・法的分析・法的意見)	調査時	<b>通信の一部として○。但し、他で実態説明できず、調査官が立証に必要なものと判断した場合には、開示されうる。</b>
	<b>(3) 調査結果を受けた弁護士との相談</b>			
阻害しない	・法令違反・リニエンシー・訴訟対応の相談	調査時	○	
阻害しない	・それに対する回答	調査時	○	
阻害しない	・それに対する証拠隠滅の示唆	調査時	×	
社内調査の報告		<b>調査結果を受けた最終報告書</b>	調査時	
	阻害しうる	・最終内部調査報告書(概要)	調査時	<b>事実として×</b>
	阻害しうる	・最終内部調査報告書(詳細版)	調査時	<b>事実として×</b>



# 弁護士依頼者間のコミュニケーションの一部





# 防御権の範囲

